議案第172号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり市 道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延 長 m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
B 第 5 4 4 号線	48 90	4 00	さいたま市桜区中島 四丁目328番12 地先	さいたま市桜区中島 四丁目328番7地 先	
L 第 1 3 7 5 号線	119 81	4 50	さいたま市緑区大字 中尾字駒形1365 番4地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒形1365 番5地先	
1 2 9 5 3 号線	53 01	4 00	さいたま市北区吉野 町二丁目15番23 地先	さいたま市北区吉野 町二丁目15番28 地先	
3 2 9 6 9 号線	106 20	4 00	さいたま市西区三橋 六丁目773番23 地先	さいたま市西区三橋 六丁目773番21 地先	
5 3 6 1 号線	70 31	4 50	さいたま市岩槻区大 字大戸字際1659 番5地先	さいたま市岩槻区大 字大戸字際1659 番12地先	